

高岡市立高陵小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安全・安心で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめ防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとします。

いじめが解消している状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはありません。少なくとも、次の二つ要件が満たされている必要があると捉えます。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情を勘案して判断することとします。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、相当の期間継続していることとします。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、長期の期間を設定するものとします。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断するのは、被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められたときに、いじめが解消している状態であると判断します。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより、確認することとします。

3 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人ひとりのよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努めます。

① 児童理解と環境づくり

- ・「高陵小スタンダード」を作成・推進し、学級のルールを守るといった規範意識や基本的な生活習慣の育成、学習規律の定着を図ります。

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行います。
- ・自他のよさや頑張りが分かる掲示、潤いのある環境づくりに努め、自己肯定感や愛校心を育てます。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

ア 「いのちの教育」の推進

- ・教育活動の中に体験活動を多く取り入れ、体験して感じたことや人々の思いに触れたことを基に、自分自身を見つめ直すことを大切にします。
- ・生活科や総合的な学習の時間を柱として、「いきいきサロン」「ほほえみの会」等でのお年寄りや地域の方々・障害者との交流等(コロナ禍であるので、可能な範囲で)を通して、自他を大切にしようとする気持ちを育て、生き方を学ばせます。
- ・「道徳の時間」や学級活動で、いじめに関する資料を扱い、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、思いやりの心を育みます。
- ・教師自身が学ぶ特別支援教育に関するミニ研修を取り入れ、学んだことを基に、各学級でソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、コミュニケーション能力を育てます。

イ 児童が主体となる取組の充実

- ・あいさつ運動や縦割り活動(各種行事)を通して、協力することや人を思いやることの大切さを学ばせ、人とよりよく関わる力を身に付けさせます。
- ・児童会を中心に、友達のよい取組を紹介し合い、共有する機会を設けて、自己有用感や温かい関係づくりを育みます。
- ・「いいね!見付け」や「ハッピーバースデー」等の活動を取り入れて、温かい気持ちを共有する機会を設けます。

③ 家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。保護者の相談に速やかに応じ、誠実な対応に努めます。
- ・PTAや学校評議員会、高陵校区各種団体と協力し、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為であることを理解させるとともにインターネット上のいじめを防止するため、情報モラルや被害防止について学級・学年懇談会で話題に取り上げ、家庭と協力しながら指導します。また、ネットトラブル防止教室も実施します。
- ・教員自らが積極的に挨拶をしたり、パトロール隊、高陵中学校と連携したあいさつ運動を実施したりして、笑顔あふれる明るい社会づくりに努めます。
- ・学校がいじめ防止の取組を学年懇談会や学年だより等を通して伝え、いじめについて啓発を図るなど、学校と家庭、地域が連携して児童の変化やいじめのサインを見逃さないようにします。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、積極的に関わります。

児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応し、早い段階からチームを組んで的確に対応します。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等との連携を図るとともに、学校や家庭、関係機関等が日頃から積極的に児童に関する情報を共有します。

① 日常的な観察

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら担任をはじめ他の先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導します。
- ・朝活動、授業時間、清掃時、休み時間等に、児童の人間関係に目を配るとともに、児童の日記や作文等からもいじめにつながる言動がないか観察し、いじめの早期発見に努めます。
- ・人を傷つける落書き、服装の汚れ、体の傷等を日常的に確認します。また、教職員間で情報を共有し、迅速な対応に努めます。

② アンケート調査

- ・「高陵っ子スマイルアンケート」やQ Uを定期的実施して人間関係や学校生活の悩みを把握し、教育相談に生かします。
- ・「人権意識のチェックカード」を活用し、教職員・児童共に人権意識を高めます。

③ 教育相談

- ・児童全員へ定期的な個人面談を実施します。
- ・児童及び保護者の相談に、スクールカウンセラーを積極的に活用し、悩みの解決に努めます。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保します。その上で、速やかにいじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応を行います。いじめに係る情報については、適切に記録・保管していきます。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちにいじめ対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、解消されるまで当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす

行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するように心がけます。

- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携して対応をとります。

(4) いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 児童の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・児童の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

② 再発防止の取組

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・「道徳の時間」や学級活動で、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

(5) 重大事態への対処

① 重大事態の発生と調査

- ・重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて、市長に事態発生について報告します。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したとして、報告・調査等を行います。

② 重大事態への対応と再発防止

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、心のケアを行うとともに、状況に応じて医療機関等とも連携して、継続的な支援を行います。
- ・いじめを行った児童や保護者に対して、必要な指導、助言を行うとともに、状況に応じて警察署や児童相談所等とも連携して対処します。

4 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係する教職員
- ※ 必要に応じて、PTA会長やスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者（人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司等）を追加します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）。
- ・児童（生徒）や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・いじめ事案の調査と対応。

5 年間計画

月	取組	月	取組
4	活動の様子、日記や作文等でのいじめの 早期発見（日常的に） ・いじめ対策委員会	10	活動の様子、日記や作文等でのいじめの 早期発見（日常的に） ・あいさつ運動 ・「いいね」見付け
5	・個別懇談会での聞き取り ・「いいね」見付け	11	・学習参観
6	・QUアンケートの実施、分析 ・教育相談（全員面談） ・学習参観 ・小・中合同あいさつ運動	12	・保護者アンケート(学校評価)の実施 ・学校生活アンケート ・いじめ対策委員会（問題行動等調査の分析、 保護者・学校生活アンケートの分析）
7	・保護者アンケート(学校評価)の実施 ・学校生活アンケート ・いじめ対策委員会（問題行動等調査の分析、 保護者・学校生活アンケート等の分析）	1	・教育相談（全員面談）
8	・校内研修	2	・保護者アンケート(学校評価)の実施 ・学習参観（情報交換）
9	・教育相談（全員面談） ・小・中合同あいさつ運動	3	・学校評価の結果集計、考察 ・学校生活アンケート ・いじめ対策委員会（問題行動等調査の分析、 保護者・学校生活アンケート等の分析）

6 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・いじめ防止基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直し、改善を行います。